

長野県北信建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年6月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

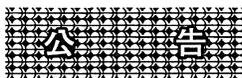
令和4年5月16日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡木島平村大字上木島字小松原2468番の1地先から 下高井郡木島平村大字上木島字小松原2465番の1地先まで	旧	m 6.7 ~ 13.4	Km 0.0524
同 上	新	13.1 ~ 14.5	0.0524

道路管理課



公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 試験日時  
令和4年9月6日(火) 午後0時30分から午後5時15分まで
- 2 試験場所

試験地区	試 験 会 場
佐久	長野県佐久合同庁舎 (佐久市跡部65-1)
	佐久平交流センター (佐久市佐久平駅南4-1)
伊那	伊那商工会館 (伊那市中央4605-8)
	J A南信会館 (伊那市狐島4381)
松本	松本市浅間温泉文化センター (松本市浅間温泉2-6-1)
	松本市中央公民館 (松本市中央1-18-1)
	J A松本ハイランド松本市会館 (松本市深志2-1-1)
長野	J A長野県ビル (長野市南長野北石堂町1177-3)
	長野ターミナル会館 (長野市中御所岡田178-2)

- 3 試験科目
  - (1) 薬事に関する法規と制度
  - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - (3) 人体の働きと医薬品
  - (4) 主な医薬品とその作用
  - (5) 医薬品の適正使用と安全対策

- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)

## (2) 受験手数料

15,300円（長野県収入証紙により納付してください。）

## (3) 受付期間

令和4年5月30日（月）から6月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、令和4年6月10日までの消印があるものに限り受け付けます。）

## (4) 受付場所

ア 次の表に掲げる保健福祉事務所、長野市保健所及び松本市保健所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1
松本市保健所	松本市島立1020

イ 長野県健康福祉部薬事管理課（県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要）

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験地区の変更はできません。

ウ 試験会場については、受験者が選択することはできません。

エ 自然災害や感染症のまん延等により試験を中止する場合があります。

## 5 合格発表

令和4年10月14日（金）午前9時に長野県内の保健福祉事務所、長野市保健所及び松本市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。

## 6 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報は、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課、長野県内の保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

令和4年5月16日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 組合の名称

塩尻市野村桔梗ヶ原土地区画整理組合

- 2 事業施行期間  
令和3年5月17日から令和7年9月30日まで
- 3 施行地区  
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原の一部、桔梗原の一部
- 4 事務所の所在地  
塩尻市大字広丘原新田215番地12
- 5 設立認可の年月日  
令和3年5月17日
- 6 変更認可の年月日  
令和4年5月9日

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
小諸都市計画と畜場 佐久広域食肉流通センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び小諸市役所

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
佐久都市計画と畜場 佐久広域食肉流通センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
佐久都市計画ごみ焼却場 佐久クリーンセンター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画ごみ焼却場 佐久クリーンセンター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び軽井沢町役場

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画と畜場 佐久広域食肉流通センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び軽井沢町役場

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
佐久都市計画と畜場 佐久広域食肉流通センター
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び御代田町役場

都市・まちづくり課

## 公告

令和4年4月26日、茅野市湖東笹原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和4年5月16日

長野県諏訪地域振興局長 宮原 渉

農地整備課

## 公告

立科土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月16日

長野県佐久地域振興局長 高橋 功

## 理事

## 新任

氏名	住所
羽場 幸春	北佐久郡立科町大字塩沢812番地1
土屋 文男	北佐久郡立科町大字桐原467番地
櫻井 富士雄	北佐久郡立科町大字藤沢589番地1
山浦 弘一	東御市下之城251番地9
中村 文弘	北佐久郡立科町大字芦田2513番地2
村田 勝昭	北佐久郡立科町大字芦田1513番地2
関 英一	北佐久郡立科町大字山部1325番地
小宮山 薫	北佐久郡立科町大字牛鹿1190番地
栗原 茂一	北佐久郡立科町大字牛鹿1799番地
横山 正道	北佐久郡立科町大字宇山1479番地1
立野 敬	北佐久郡立科町大字宇山367番地1
大角 守男	北佐久郡立科町大字茂田井2321番地
永井 元雄	北佐久郡立科町大字茂田井2278番地

## 重任

氏名	住所
六川 利一	北佐久郡立科町大字塩沢1169番地
岩下 光男	北佐久郡立科町大字芦田455番地
鷹野 守雄	北佐久郡立科町大字芦田3541番地
小林 秀樹	北佐久郡立科町大字藤沢450番地

## 退任

氏名	住所
真瀬垣 貞男	北佐久郡立科町大字塩沢792番地
佐藤 安夫	北佐久郡立科町大字桐原591番地
矢島 武之	北佐久郡立科町大字藤沢568番地2
小林 功	東御市下之城6番地2
小松 芳彦	北佐久郡立科町大字芦田2572番地
大島 澄男	北佐久郡立科町大字芦田1267番地
関 哲夫	北佐久郡立科町大字山部432番地
清水 剛直	北佐久郡立科町大字牛鹿1261番地
荻原 康志	北佐久郡立科町大字牛鹿104番地
榊野 芳夫	北佐久郡立科町大字宇山1730番地1
塩沢 次夫	北佐久郡立科町大字宇山372番地
両角 一	北佐久郡立科町大字茂田井864番地
永井 英世	北佐久郡立科町大字茂田井1737番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
関 弘道	北佐久郡立科町大字山部1260番地
今井 勲	佐久市茂田井2160番地2
掛川 浩邦	北佐久郡立科町大字塩沢1454番地3

## 重任

氏名	住所
市川 義則	北佐久郡立科町大字塩沢1194番地1
横山 博	北佐久郡立科町大字山部101番地1

## 退任

氏名	住所
関 博栄	北佐久郡立科町大字山部822番地
小林 一男	佐久市茂田井2110番地5

農地整備課

## 公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月16日

長野県松本地域振興局長 草間 康 晴

## 理事

## 新任

氏 名 住 所

白 木 竹 志 塩尻市大字堀ノ内271番地ハ

## 退任

氏 名 住 所

白 木 巧 塩尻市大字堀ノ内124番地

農地整備課

## 公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月16日

長野県松本地域振興局長 草間 康 晴

## 理事

## 新任

氏 名 住 所

丸 山 啓二郎 安曇野市堀金三田452番地

## 退任

氏 名 住 所

丸 山 重 隆 安曇野市堀金三田293番地

農地整備課

## 公告

長野市浅河原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月16日

長野県長野地域振興局長 中 坪 成 海

## 理事

## 新任

氏 名 住 所

藤 澤 秀 樹 長野市徳間1丁目16番18号

## 退任

氏 名 住 所

竹 腰 貴 長野市徳間1丁目23番1号

農地整備課

## 公告

小布施土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年5月16日

長野県長野地域振興局長 中 坪 成 海

## 理事

## 新任

氏名	住所
寺島 登	上高井郡小布施町大字都住419番地2
黒田 博	上高井郡小布施町大字小布施356番地
富岡 一郎	上高井郡小布施町大字押羽566番地
川上 健一	上高井郡小布施町大字都住121番地
島田 政宣	上高井郡小布施町大字飯田460番地3
矢島 元一	上高井郡小布施町大字中松246番地
田中 はる子	上高井郡小布施町大字押羽650番地
竹内 智里	上高井郡小布施町大字雁田975番地1
関 量夫	上高井郡小布施町大字都住804番地
竹内 敬三	中野市大字桜沢519番地
牧 新一	上高井郡小布施町大字中松655番地1
大島 康一	上高井郡小布施町大字小布施2038番地1

## 重任

氏名	住所
三井 淳	上高井郡小布施町大字飯田837番地

## 退任

氏名	住所
呉羽 一布	上高井郡小布施町大字雁田799番地1
久保 保	上高井郡小布施町大字山王島138番地
三田 正春	上高井郡小布施町大字小布施351番地1
矢島 英世	上高井郡小布施町大字都住554番地3
鶴田 泰	上高井郡小布施町大字都住953番地
神戸 久和	上高井郡小布施町大字中松673番地2
原 守雄	上高井郡小布施町大字押羽453番地
八代 雅彦	上高井郡小布施町大字押羽641番地
野口 幸茂	上高井郡小布施町大字都住337番地
竹内 久志	中野市大字桜沢700番地
平松 雅秀	上高井郡小布施町大字小布施2100番地
桜井 昌季	上高井郡小布施町大字中松13番地47

## 監事

## 新任

氏名	住所
山岸 廣行	上高井郡小布施町大字北岡367番地
大島 孝司	上高井郡小布施町大字小布施1105番地

## 退任

氏名	住所
吉澤 正己	上高井郡小布施町大字都住864番地口号
久保田 護	上高井郡小布施町大字福原80番地

農地整備課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年5月16日

長野県公安委員会

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 講習の対象者  
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 3 講習の実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年9月1日(木)から令和4年9月8日(木)まで(土曜日、日曜日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和4年9月1日(木)午前9時5分から午前9時20分までです。

#### (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階

長野市生涯学習センター

### 4 受講定員

10名

### 5 受講の手続

#### (1) 事前申込み

##### ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

##### イ 電話受付日

令和4年6月13日(月)

##### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

#### (3) 提出期間

##### ア 提出期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月15日(金)まで

##### イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (4) 講習手数料

講習手数料(38,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年5月16日

長野県公安委員会

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

## 2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 3 講習の実施期日及び場所

## (1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年9月6日(火)から令和4年9月8日(木)までの3日間	午前9時30分から午後5時まで(令和4年9月6日(火)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和4年9月6日(火)午後0時40分から午後1時までです。

## (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階  
長野市生涯学習センター

## 4 受講定員

5名

## 5 受講の手続

## (1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。  
 (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。  
 (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

## イ 電話受付日

令和4年6月14日(火)

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

## ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

## (3) 提出期間

## ア 提出期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月15日(金)まで

## イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (4) 講習手数料

講習手数料(14,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。  
 (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。  
 (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。  
 (4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和4年5月16日

長野県監査委員 田口敏子  
 同 西沢利雄  
 同 青木孝子  
 同 佐々木祥二

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和4年(2022年)4月28日

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

1名

## 2 請求書の提出

請求書は令和4年3月10日付けで提出され、同年同月11日に受け付けた。

### 3 請求の内容

#### (1) 監査請求の内容

請求書記載の「請求の要旨」は以下のとおりである。なお、西暦で年が表記されていた箇所について、他の部分との比較のため事務局において元号による表記に改めたほかは原文のまま掲載している。

#### 請求の要旨

長野県教育委員会は、令和2年度補正予算で1億4500万を損害賠償として、坂城高校で平成27年7月14日に水泳の授業でプールに飛び込み、底に頭を打って障害が残った元男子生徒側に支払った。

また、平成26年12月28日ハンドボール部員が試合中に脳震盪を起こし、首の神経を損傷する事故があった際も訴えられていた。当該学校長は重ねて、容易に予見・回避できる事故を防ぐための指導を怠っていた懸念がある。

一般に校長職は、職員より裁量権が広く認められ（学校教育法第11条、学校教育法第37条4項及び学校教育法施行規則第26条）、職員組織に対して影響力を行使している。

それらの学校事故が起こるにあたって、当該学校長は、学校保健安全法第29条2項において職務上求められる注意義務を、重ねて怠る過失を犯しているのに、その賠償を負っていない。

1人に対する指導不足に留まらず、職員集団に対して指導が行き届いていなかった事案が重ねられたことは、公務員の故意・重過失の要件に当たる可能性があり、監査委員は知事に対して、求償権を行使するよう勧告されたい。（国家賠償法第1条2項）

#### (2) 請求書添付の事実証明書

ア 信濃毎日新聞令和2年12月12日 「補正予算案議決」

イ 令和2年度11月補正予算の概要（教育委員会）県HP

ウ 令和2年度11月補正予算案概要（総括）県HP

エ 「学校プール事故で全国調査 飛び込みで死亡ー87年度以降7件 頭など打ち」（平成17年8月21日）信濃毎日新聞データベース

オ 「岐阜でプール飛び込み事故 学校のプール 溺水防止で低い水深」内田 良氏

カ 学校事故事例検索データベース（平成23～25年度）

キ 「練習試合で脳震とう…今も後遺症 県教委に再発防止を要望へ 元坂城高ハンドボール部員の保護者」（平成28年10月27日）信濃毎日新聞データベース

### 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年3月11日付けで受理した。

### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定による請求人の陳述を、令和4年4月12日に行った。その主旨は請求書の記載内容を補足する事項であった。また、請求人からの追加の証拠提出が事前にあった。

#### (1) 3月28日提出

ア プールでの競泳スタート事故を繰り返さないために 望月浩一郎 季刊教育法 平成29年6月

イ モンスター・ペアレント論を超えて 住民訴訟によって求償権裁判は進展 小野田正利 内外教育 平成29年10月20日

ウ 教師に対する損害賠償求償権 加茂川幸夫 内外教育 平成30年5月18日

#### (2) 4月8日提出

ア 所感を散文にまとめ、陳述書の形に整えたもの

イ 散文と中に出てくる資料について添付したもの

ウ 長野地裁 平成26年（ワ）第233号最終陳述用資料

エ 特別支援学校分教室（高等部含む）運営についての考察 本人著

オ 保健室利用状況（H20年4月～H21年1月31日）

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

坂城高等学校（以下「当該高校」という。）において平成27年、水泳の授業時に飛び込みでスタートした男子生徒（以下「元生徒」という。）が底に頭を打って怪我を負い、後遺障害が残った事故（以下「本件事故」という。）に対する損害賠償金1億4500万円を支払っていることに対し、請求人は当時の校長に重過失があり、県が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項の規定による求償権を校長に対して行使していないのは、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に当たる、と主張していると解せるので、その事実の有無について監査の対象とした。

### 2 監査委員の交替

本件監査の途中において、令和4年3月31日付けで本郷一彦監査委員が退任し、後任として同年4月1日付けで佐々木祥二監査委員が就任し、監査を実施した。

### 3 監査対象機関

教育委員会事務局高校教育課を監査対象機関とした。

### 4 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和4年3月29日にあった。その記載内容は、次のとおりである。

## 記

## 1 プール飛び込み事故損害賠償請求に対する校長への求償について

請求人は、本件損害賠償が国家賠償法第1条第1項に基づくものとして、同条第2項の規定により校長に対して求償権を行使せよとの主張をしているものと考えられる。

しかしながら、本件損害賠償は、当時の当該県立学校のプールが日本水泳連盟作成のプール公認規則「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」に反するものであり、通常有すべき安全性を欠いていたことが原因で、国家賠償法第2条第1項に規定する公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づくものである。したがって、国家賠償法第1条第2項の規定による求償権の行使はできない。

なお、仮に国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償だとしても、昭和32年7月9日最高裁判決では同条第2項の重過失の定義として「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とされており、本件は該当しないものと認識している。また、仮に公の営造物の設置又は管理の瑕疵に基づき請求人が国家賠償法第2条第2項に基づく求償権の行使を主張したとしても、学説の多数説においては、求償請求には当該公務員の重過失を必要とする と解されており、同じ結論となる。

## 2 ハンドボール事故損害賠償請求について

請求人は、県立高等学校におけるハンドボールの部活動の事故に係る損害賠償請求事件についても触れており、その趣旨は同校の校長が事故回避のための指導を怠っていたことの主張と考えられるが、本件訴訟においては、第一審で原告の県並びに校長及び部活動顧問に対する損害賠償請求は棄却され、確定しているところであり、請求人の主張は当たらない。

## 5 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和4年4月4日付で監査対象機関の陳述に対する意見を求めた。請求人からの意見の提出はなく、4月12日に実施した陳述においても触れられなかった。

## 6 監査対象機関の監査

法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和4年4月6日に事務局職員による関係書類の調査及び聞き取り調査、同年同月12日に監査委員による監査を実施した。また、教育委員会事務局において、学校教育に関する専門的事項のうち体育を所管するスポーツ課にも監査用資料の提出を求めて聞き取り調査を行い、監査委員による監査への同席を求めた。

## 第3 監査の結果

## 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに監査対象機関からの事情聴取等の結果、次に掲げる事実を確認した。

## (1) 本件事故の経過

## ア 事故当日(平成27年7月14日)

- ・ 事故の発生は2時限目の授業中(水泳の授業は今シーズン6時間目)
- ・ 担当教諭1名が男子生徒23名を指導し、別の教諭が女子生徒18名を指導
- ・ 当日、男子生徒は体操等のあと、25m平泳ぎを4本練習する予定
- ・ スタートは飛び込んでも飛び込まなくても可
- ・ 元生徒は1本目から飛び込みでスタートしていて、4本目を飛び込んだ際に5m付近でバタバタしていきいれんしているように見えた
- ・ 急いで担当教諭らで助け上げると、元生徒の意識はしっかりしていて「頭をプールの底にぶつけた」と説明
- ・ 養護教諭に連絡し、救急車を要請 併せて元生徒の母親へも連絡
- ・ ドクターヘリで病院へ搬送され、診察の結果、頸髄損傷(骨折3か所)の診断

## イ 事故後の教育委員会事務局の対応

## (ア) 高校教育課、スポーツ課の担当者が現地確認(7月15日)

- ・ プールは14日の事故当日にスタート端壁水深1.2m、水面から飛び込み台上端まで0.7m、満水時はスタート端壁水深1.3m、水面から飛び込み台上端まで0.6mであることを確認
- ・ 校長に対し、本件事故について時系列でまとめ、水泳の授業における飛び込みの指導がどのように行われていたかをまとめた資料と併せて報告するよう指示

## (イ) 体育授業における水泳の指導についての通知(7月16日)

高校教育課長、スポーツ課長連名で次の2点とともに、各校における水泳指導の概況、プール水深、スタート台の高さ等の調査を依頼する予定であることを通知している。

- ・ 同様の事故防止のため、一定の方向性を示すまでの間は、水泳授業において飛び込みは一切行わないこと
- ・ 各校作成の事故対応マニュアルを再確認し、事故発生時に全職員が適切な対応がとれるよう確認すること

## (ウ) 事故に伴うプールに関する調査の取りまとめ(8月21日)

スポーツ課において、プールがある76校について次の2点を確認している。

- ・ 学校のプールの構造が(財)日本水泳連盟策定の「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」(平成17年7月、以下「ガイドライン」という。)調べたところ、当該高校を含む71校のプールが不適合

- ・ 事故発生日以前のスタート時の飛び込みの実施状況を調べたところ、飛び込みを禁止していない学校は22校、そのうち、授業で飛び込みを実施している学校は15校、授業で飛び込みを実施している学校のうちスタート台の上から実施している学校は10校
- (エ) 再発防止の通知(平成28年3月7日)
- 教育長名で再発防止について各校に通知していて、主な内容は次のとおりである。
- ・ 授業、その他体育行事では水中からのスタートとして、飛び込みは一切行わない
  - ・ 水泳部の活動で飛び込みを行う場合はガイドラインに適合する構造のプールにおいてのみ実施できる
- (2) 学習指導要領の記載等
- 高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)では「スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること」とし、中学校では、事故防止の観点から水中からのスタートとしたことに伴い、十分に注意して指導をするよう促している。
- これを受けた当該高校における指導指針等は、飛び込みは希望者にのみ指導することとし、段階的に指導することとしている。
- (3) 警察の対応と行政処分
- 本件事故発生において担当教諭らは警察署から任意の事情聴取を受けた。
- また、本件事故に関して懲戒処分は、指導上の措置も含めなされていない。
- (4) 本件事故に係る損害賠償金の支払い
- ア 調停の申立て 令和2年7月29日  
長野簡易裁判所 令和2年(ノ)第25号 国家賠償請求調停事件
- イ 調停成立 令和2年12月16日
- (7) 県は相手方に対し、1億4500万円の支払義務があることを認める
- (4) 県は上記金額を令和3年1月29日までに振り込む
- ウ 支払い日 令和3年1月29日
- (5) 本件事故の前年に起きたハンドボール部の事故について
- この事故の概要は以下のとおりである。
- ・ 平成26年12月にハンドボール部の部員が他校との試合中に相手チームの選手との衝突により怪我を負ったもので、部員は負傷後にしばらく休憩した後再出場した
  - ・ その晩、部員は医療機関を受診し、頸髄損傷、眼窩・鼻骨骨折等の診断を受けて入院した
  - ・ 部員とその両親が平成29年6月に県並びに事故当時の校長及び部の顧問を相手に損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて提訴したが、令和2年1月に請求をいずれも棄却する判決がなされ、双方控訴せずに確定した

## 2 判断

請求人は、本件事故の発生に関して校長に重過失があり、県に国家賠償法第1条第2項の規定による求償権が発生しているのに、請求を怠っていると主張している。そこで前記1のとおり確認した事実関係に基づき、以下のとおり判断する。

### (1) 国家賠償法第1条第1項による損害賠償の可能性

#### ア 国家賠償法の適用条項について

県と元生徒とは前記1(4)に記載のとおり損害賠償請求の調停に合意している。対象機関は陳述書において第2条第1項の瑕疵を認めて賠償に応じたと主張しているが、調停調査にどの条項を適用したかの記載はない。

なお、調停の申立てに先立ち、県代理人弁護士が解決案の提示として元生徒代理人弁護士に送付した文書の中に、「貴職らが指摘する国家賠償法第1条第1項または同法第2条第1項に基づく責任が長野県に生じることを前提に、(以下略)」と、どちらの規定を適用するか明らかにしないで、損害賠償の責任を認めている記述がある。

そこで本件事故が争いになった場合、第1条第1項に該当して損害賠償が認められる可能性があるかどうかを検討する。

#### イ 学校の責任について

学校での事故防止、安全管理に関しては、昭和62年2月6日最高裁判決において安全配慮義務が学校にも適用されることが判示されている。

また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)は平成20年6月18日法律第73号改正により新設された第三章において、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険性を早期に発見し、それらの危険性を速やかに除去することを規定している。

#### ウ 損害賠償が認められる可能性について

国家賠償法第1条第1項では、関係する公務員(教職員)の誰かに故意または過失が認められれば、公共団体(県)が賠償の責に任じられる。

上記イを本件事故にあてはめると、次の点から県に損害賠償が認められる可能性がないとまではいえない。

(7) 本県の高校ではプール事故の発生がなかったとはいえ、他県での事故発生状況等を考えるとガイドライン等に注目し、適切な対応をとることが望まれた。事実、前記1(1)イ(ウ)のとおり本県の高校の多くは授業での飛び込みを禁止していた。

(4) 事故当日は前記1(1)イ(7)のとおり、プールの水は満水時よりも10cm低い状況にあった。ガイドラインによると水深が浅くなるほどスタート台の高さは低くすべきところ、満水ではなかったことでより一層事故が起こりやすい状況になっていた。

なお請求人は、校長は学校保健安全法第29条第2項において求められる注意義務を重ねて怠る過失を犯した、と主張しているが、同条は危険等発生時における対応とその体制づくりについて定めたものであり、本件事故ではそれらに対する不適切な対応は見受けられなかった。

(2) 求償権発生の可能性について

(1) により仮に国家賠償法第1条第1項の規定により県が賠償の責に任じられたとしても、同条第2項により県が求償権を取得できるのは、重過失があった教職員に限られる。そこで今回の請求対象となっている校長に重過失があったのか検討する。

ア 重過失の判断基準について

対象機関は陳述書において、重過失の定義として昭和32年7月9日最高裁判決を引用し「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」としているが、この判決は失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）の重過失についてのものである。

国家賠償法に関する求償権の行使については、平成26年1月16日最高裁判決があり、その中に「重大な過失の判断基準としては、当該公務員が自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、(i)その注意を甚だしく欠いていたか、(ii)わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか、の二つの観点から過失の重大性を判断することが相当である」と述べている箇所があるので、本件事故を検討するにあたってはこの定義によりたい。

イ 重過失の該当可能性について

前記1から次の3点が確認できる。

(ア) 飛び込み自体が高等学校学習指導要領において禁止されていたものではないこと

(イ) 当該高校においては、飛び込み練習希望者を確認し、希望者にのみ段階的に指導をしていて、事故当日も飛び込みをしないでスタートしていた生徒もいたこと

(ウ) 飛び込み実施の状況調査は本件事故を契機に行われたものであるが、調査以前は、当該高校では授業において飛び込みが実施されており、事故は起きていなかったこと、また、県内の他の高校でも事故は起きていないこと

これらの事実から仮に上記(1)ウのとおり県に損害賠償が認められ、その過失が校長にあったとしても上記アの重過失の定義に照らして「その注意を甚だしく欠いていたか」、「わずかな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか」を要件とする重過失であったとは認められない。

ウ 国家賠償法第2条第2項該当の可能性について

国家賠償法第2条第2項の求償の相手方には営造物の管理を怠った公務員も含まれるので、同法第2条第1項により損害賠償が認められた場合に求償できる可能性もないわけではない。しかし、同法第1条第2項との関係上、求償できる場合は重過失があった場合に限るのが通説であり、結論は同じになる。

(3) ハンドボール部の事故について

また、請求人は前年度のハンドボール部の事故と本件事故が続いたのは、校長が求められる注意義務を重ねて怠っており、指導が行き届かなかったために事故が重なったことは重過失の要件に当たる可能性がある」と主張する。

監査委員の要請により対象機関が当時の関係者から聞き取りを行ったところ、ハンドボール部の事故のあと、再発防止のための注意喚起はなされていて、本件事故の際は危機管理マニュアルどおりの素早い対応ができていたと報告があった。

なお、国家賠償法における重過失の定義は上記(2)アのとおりであり、怪我を負った後の処置が適切か問われたハンドボール部の事故は管理行為又は営造物の管理が問われる本件事故の前例にはならないことから、請求人の主張は当たらない。

3 結論

前記2において検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がなく、県が求償を怠っている事実は認められないので、これを棄却する。

監査委員事務局